

町の空き家・空き地への取り組み

空き家を売りたい！貸したい！そんな時には…

東庄町 空き家・空き地バンク

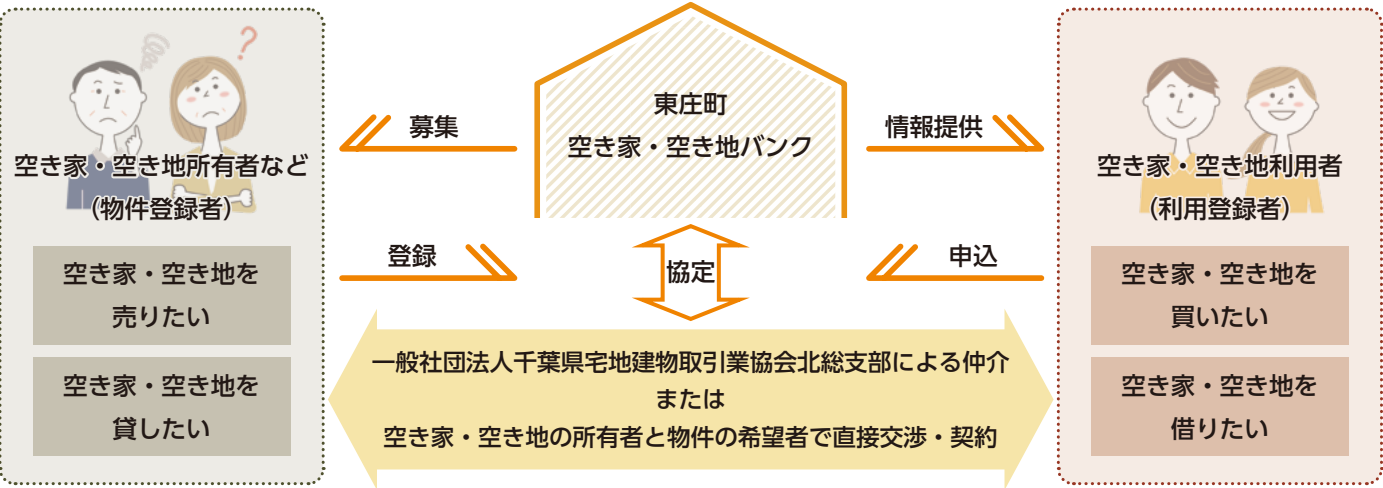
をご活用ください

空き家・空き地バンクとは

東庄町内で空き家・空き地（農地を除く）を所有していて、売却・賃貸を希望される方から情報を提供いただき、その情報を町のホームページで公開し、町内に居住することを希望している方などにご紹介（連絡調整）をする制度です。

物件を登録したい方・物件の購入を検討している方は、登録が必要です。

また、空き家・空き地バンクで成約された方が対象の補助金もあります。詳細は町ホームページをご確認ください。



実際に利用した人の生の声が聞きたい！

空き家バンクを利用した子育て世代の方に利用してみた感想をうかがいました

「子どももペットも気にせず快適に暮らせる、
空き家ならではの良さがあります。」

町内在住 30代女性(家族構成 夫婦子1人猫2匹)



▲DIY前



▲DIY後

空き家に住んで、2年になります。住まいについては、実家やアパートなどさまざまな選択肢がある中で、空き家が一番自分にとって魅力的であったので住むことを決めました。

空き家のメリットはたくさんありますが、子どもの声を気にせず子育てに集中できることや、賃貸物件とくらべ、ペット可の物件が多く経済的にもやさしい点がかなり大きいかと思います。近所の方も優しく、実家から少し離れていますが、子育ても安心してできる環境です。

一方で、空き家は物件によりますが、古いものが多く、私の住む物件も修繕が必要でした。夫と協力してDIYを楽しみながら、より住みやすい家を目指して少しずつアップデートしています。そのような点も、空き家に住む楽しさであると思います。

- ①畳の部屋はフローリングシートを敷いて、子どももペットも安心して遊べる環境に。
- ②DIY前。壁や天井にシミなど、使用感の目立つリビングでした。
- ③DIY後。明るい色の壁紙を一面に貼るなど、インテリアにもこだわりました。

●東庄町空き家・空き地バンクの登録状況

累計物件登録数	47件	成約件数	令和4年度	3件
			令和5年度	7件
			令和6年度	3件

●お問い合わせ

空き家・空き地バンク・補助金に関すること	総務課 企画財政係	役場2階③窓口 ☎86-6084 ✉kikaku@town.tohnosho.lg.jp
農地の処分などに関すること	まちづくり課 農政係	役場1階⑧窓口 ☎86-6079



▲町ホームページ

本ページの詳細は、町ホームページをご確認ください。

空き家について

考えてみませんか

空き家になってしまう原因の半数以上が、相続によるものです。

また、一人暮らしの高齢者の転居や施設入所などにより、空き家になることもあります。空き家となってしまった場合、適正な管理ができず、周囲の環境に悪影響を及ぼすことが多くあります。

住まいを空き家にしない

自宅や実家が空き家になることを予防するために、前もって、今後の見通しを立て準備をしていくことが効果的です。

「誰が引き継ぐのか」、「どのように活用していくのか」または「解体するのか」などといった継承や活用の方針を、所有者が元気づけに、家族や親族とよく話し合いをしましょう。

空き家の問題とは

空き家になってしまった理由として、「相続で今後の方針が決まらない」、「家に思い入れがあり処分に踏み切れない」、「遺品の整理ができない」など実家をどうするか方針が決まらずそのまま放置されるケースや、「所有者が施設に入所して管理する人がいない」などにより空き家になってしまうケースがあります。

一度空き家になってしまったものを長期間放置することで、「老朽化による建物の倒壊」、「草木の繁茂による景観の悪化」、「放火のおそれ」、「ごみの不法投棄」などにより、近隣の方の迷惑となり所有者にも不利益が生じてしまいます。

また、適切な管理を行っていない空き家の所有者に対して、町は助言や指導を行います。勧告された空き家の土地は、固定資産税の住宅用地特例が適用されなくなり、固定資産税が上がることになります。

今からできること

将来、今住んでいる家を空き家にしないために、どのように引き継ぐのか、活用していくのかを考えることが大切です。

◆まずは家族で話し合うことが大切です。親などが元気なうちに、家の管理や相続について話し合うことで、将来の安心につながります。

◆専門家の話を聞きましょう。

◆家財の整理をしましょう。

家の中を整理し、不要なものを処分することで今後の生活を快適に送ることができます。

もし空き家になってしまったら

空き家となってしまった家は、放置される期間が長くなれば、老朽化や損傷が進んでいきます。

定期的に管理を行い、早めに空き家の利活用の方針を決めることが大切です。

◆自分で管理をする

将来使う予定の場合は、定期的に家の見回りをし、家の換気や清掃を行い、庭木や雑草の手入れをしましょう。

◆売却・賃貸をする

将来使う予定の無い場合は、売却をし、次の所有者に活用してもらう方法や、賃貸に出し活用してもらう方法もあります。また、町では「空き家・空き地バンク」の登録制度を行っておりますのでご相談ください。※総務課企画財政係 ☎86・6084

◆解体する

空き家を解体し、跡地を利用したり、貸地として活用する方法などがあります。

空き家は、個人の財産であり、所有者や管理者が適切に管理する責任があります。

所有している方や相続予定者の皆さんが早期に準備していくことが必要です。